

広島県告示第十一号

次の建設業者（以下「業者」という。）について主たる営業所の所在地を確知できなかったため、建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条の二第一項の規定によつて、公告する。
なお、この公告の日から三十日を経過しても当該業者から申出がない場合は、同項の規定によつて、当該業者の許可を取り消す。

令和八年一月八日

広島県知事 横田美香

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地
株式会社宇都宮工業	宇都宮 慧	呉市焼山松ヶ丘二丁目四番一八号